

公示番号：180248

国名：ベナン

担当部署：資金協力業務部 実施監理第三課

案件名：コトヌ零細漁港開発計画 事後現状調査（製氷機・冷凍設備技術）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：製氷機・冷凍設備技術
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年9月上旬から2018年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：現地0.47M/M、国内0.70M/M、合計1.17M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
7日 14日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月24日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	水産施設（製氷機、冷凍設備）管理に関する各種業務
対象国／類似地域	ベナン／全途上国
語学の種類	英語もしくはフランス語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国にあたり、黄熱予防接種証明書（通称イエローカード）の提示が求められます。

6. 業務の背景

「コトヌ零細漁港開発計画」（以下、本計画）は、ベナン国唯一の漁港であるコトヌ漁港の水産物流通改善を目的に2004～2005年に実施され、船揚場や荷捌場等の整備の他、製氷機と貯氷庫、冷凍庫と冷凍庫用魚箱等の機材が調達された。

整備された施設・機材の多くは適切な維持管理の下で有効に活用され、協力後5年目の2010年に実施された事後評価では、有効性や持続性等、高い評価を受けた。

しかし、それから更に8年が経過した現在、製氷機1基は漁港予算で修理をしてきたものの、高い技術を必要とするオーバーホールが実施できず、自動脱氷など一部機能が損傷し、製氷能力が著しく低下している。また、故障した製氷機の修理に冷凍設備の部品を用いざるを得なかったことから、冷凍設備が稼働停止している。加えて、発電機は電気回線が破損しており修復が困難な状況である。このため、ベナン政府より、製氷機（発電機含む）の更新及び冷凍庫の冷却機能を活用した製氷機への変換について支援依頼があった。

これまでの維持管理状況が良好であった実績を考慮すれば、追加的な投入を実施することにより、無償資金で整備された漁港の諸施設は想定された機能を発揮し続け、水産物の品質管理・衛生状態を確保し、流通改善に大きな効果を生む可能性が高いと考えられるものの、ベナン政府が要請している修理で機能が回復するのか、あるいは新規機材を供与するほうが適切なのか判断するには、技術的検証が必要であること、また、何らかのフォローアップを実施した後の、施設の持続的な活用について、専門的見地から詳細確認（施設利用の現状及び需要見込み等）が必要であることから、事後現状調査を実施し、機材の維持管理状況を確認すると共に、更なる支援（F/U協力を想定）の妥当性及び必要性を確認することとした。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、以下の調査を行う。

- (1) 国内準備期間（2018年9月中旬～下旬）
 - ①背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
2014年3月に実施した「ダントツパ魚市場建設・コトヌ漁港整備計画 情報収集・確認調査」をベースに更新情報を確認する。また、2018年3月に水産庁補助事業「平成29年度海外水産協力ニーズ具体化支援事業」により、一般社団法人マリノフォーラム21がコトヌ漁港の調査を実施したことから、可能な範囲で同財団からの情報収集を行う
 - ②必要に応じ、ベナン関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作

成する

③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2018年9月下旬～10月中旬)

①JICA ベナン支所との打合せを行う。

②農業牧畜漁業省、漁港関係者などへの聞き取り等を通じて情報・資料を収集し、フォローアップ協力による資機材供与・修理の妥当性についての技術的提言をまとめる。具体的には以下のとおり。

ア) 施設利用の現状及び需要見込みを分析する。

(a) 利用状況 (利用者数、氷生産量/販売量/価格、ニーズ等) を把握する。

(b) 今後の機材更新に向けた運営経費・収入見込、維持管理体制。自助努力で対応できない場合、具体的理由及び解決案を取りまとめる。

(c) 流通改善のために漁港に期待される役割を明確化する。

(d) 周辺状況 (民間製氷業者の活動実績、誘致可能性など) を把握する。

イ) フォローアップ対象機材の内容、数量、仕様、概算経費の案を作成する。

(a) 維持管理体制・状況、技術者の能力を分析する。

(b) 機材の現状を調査する。

(c) 機材のうち、修理又は更新が必要な項目を抽出し、需要予測を踏まえて機材の規模を設定した上で、仕様及び概算額を算出する。冷蔵庫については、冷却機能を活かした別設備 (製氷機等) への転換可能性について、技術面及び経費面の妥当性も含めて検討する。

(d) 上記 (c) を踏まえ、調達先 (代理店) をリストアップする。

(e) 上記 (c) を踏まえ、保守管理契約業者及び価格を整理する。日常的維持管理に加え、オーバーホールの実施も含める。

③現地調査結果を JICA ベナン支所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2018年10月中旬～12月上旬)

①帰国報告会、国内打合せ等に参加し、調査結果を報告する。

②帰国報告会、国内打合せ等での議論を踏まえ、フォローアップ対象機材の内容、数量、仕様、概算経費の案を更新する。

③調査結果を取りまとめた報告書を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書 (和文)

2018年12月7日 (金) までに電子データで提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒コトヌー⇒成田を標準とします。経由地は、①アディスアベ

バ、②香港及びアディスアベバ、③パリのいずれかとします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2018年9月29日～10月12日を予定していますが、9月下旬～10月下旬の間で変更の可能性があります。

②現地での業務体制

JICAからの渡航者はなく、本業務従事者は単独で現地調査を行います。

③便宜供与内容

JICA ベナン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

通訳（英語-仏語）の提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が主要なアポイント取り付けをします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

・「ベナン共和国 ダントツパ魚市場建設・コトヌ漁港整備計画情報収集・確認調査報告書」

(http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_502_12245395.html)

・「ベナン共和国コトヌ漁港整備計画基本設計調査報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000160489.html>)

・「案件別事後評価(簡易版)評価結果票」

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0308700_4_f.pdf)

・「案件に関連する指摘・対応状況」

(https://www.jica.go.jp/oda/project/component/r7mcj00000005ohb-att/0412900_report.pdf)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール :

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベナン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上